

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 10
法令名	河川法	根拠条項	第47条第1項		
許認可等	ダム操作規程の承認				
<p>(根拠規定) 第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(許認可等の基準) 河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>河川法の施行に関する関係行政機関等との連絡調整について(昭和40年6月29日付け建河水発第25号建設省河川局水政課長通達)</p> <p>十 ダムの操作規程について</p> <p>(1) ダムの設置者が法第47条第1項の操作規程において気象に関する事項を定めようとするときは、気象官署の意見をきくよう、当該ダムの設置者を指導すること。</p> <p>(2) 法第47条第1項の規定による操作規程の承認又は同条第4項の規定による操作規程の変更の命令の立案をする場合においては、次の関係部局と連絡調整を図ること。</p> <p>(イ) 当該操作規程に係るダムが通商産業省の所管する事業を営む者が二級河川に設置するものであるときは、同省(本省)の関係部局</p> <p>(ロ) 当該操作規程に基づく操作が農業水利又は水産動植物の保衛培養に影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県の農林水産担当部局</p> <p>(ハ) 当該操作規程に基づく操作が国営土地改良事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、地方農政局又は北海道開発局農業水産部</p> <p>河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特別)等の規定の運用について(昭和41年5月17日付け建河発第178号建設省河川局長通達)</p> <p>四 ダムの操作規程(法第47条)について</p> <p>(1) 法第47条第1項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更する時は、別添第一の標準操作規程の例によつてするように当該ダムの設置者を指導すること。</p> <p>(2) 既設のダムのうち、別添第二に掲げるものその他現に定められている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるものについては、次の措置をとること。</p> <p>イ 当該ダムの設置者が遅滞なく法第47条第1項の承認を受けて当該操作規程を変更するように当該ダムの設置者を指導すること。</p> <p>ロ イにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長にあつては建設大臣に対し法第47条第4項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、イの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。</p> <p>(3) 法第44条の規定により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに関し、法第47条第4項の命令をすることは、当該事項に関する法第44条第1項の指示とあわせて、又はその指示をした後にしなければならないものであること。</p> <p>河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特別)等の規定の運用について(昭和41年5月17日付け建河発第178号建設省河川局長通達)の別添第一標準操作規程の改正について(昭和51年10月26日付け建河政発第68号建設省河川局長通達)</p>					